

夕張市財政再建計画について

財政再建計画の概要

- 平成19年3月6日(総務大臣同意)
- 赤字解消額 353億円
- 計画期間 平成18年度から平成36年度

< 基本方針 >

- 巨額の赤字を解消するため、徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ることとし、市民生活に必要な最小限の事務事業以外は、原則廃止
- 税率の見直しによる市税の増収を図るほか、受益者負担(使用料等)の見直しによる収入の増加を見込むとともに、税や使用料などの徴収率向上対策を講じることで歳入を確保
- 高齢者の暮らしや子育て・教育への配慮

財政再建計画の推進

- この2年間、計画どおり赤字を解消
(25億円の赤字解消→平成20年度末328億円)
- 計画策定後の諸課題に対応するため、市民生活の安全・安心の確保を図る観点から、必要な計画変更を実施(2年間で5回の変更)

主な計画変更事項

- ・ 市立診療所の施設改修
- ・ 福祉灯油購入助成
- ・ 幸福の黄色いハンカチ基金助成
- ・ 救急自動車搭載資機材の整備
- ・ 清水沢プールの上屋新設
- ・ 国の交付金を活用した市有施設の維持補修等
- ・ 休日・夜間救急医療体制確保のための補助
- ・ 妊婦健康診査助成の拡充
- ・ 市営住宅防災警報機の設定
- ・ 外国語指導助手(ALT)の採用
- ・ 中学校統合に係る給食施設・備品等の整備
- ・ ユーパロ幼稚園の運営

「財政再建計画」から「財政再生計画」へ

- 平成 21 年 4 月から「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行されました。
- 市の赤字の程度や借入金の返済に充てる公債費の負担割合などを示す「健全化判断比率」が国の定めた財政再生基準以上となるときは、財政再生計画の策定が義務づけられます。（平成 20 年度決算に基づき判断）
- 公共下水道事業会計についても、経営健全化基準を下回るよう「経営健全化計画」の策定が必要となります。

○健全化判断比率（平成 19 年度決算）

区 分	夕張市の比率	財政再生基準
実質赤字比率	7 3 0 . 7 %	2 0 %
連結実質赤字比率	7 3 9 . 5 %	4 0 % ()
実質公債費比率	3 9 . 6 %	3 5 %
将来負担比率	1 2 3 7 . 6 %	-

() 3 年間の経過措置が設けられており、H 2 3 からは 3 0 %

国の留意事項では

財政再生計画の目標	
均衡	0 %
早期健全化基準	2 0 %
未満	2 5 %
	3 5 0 %

- 財政再生計画には、健全化判断比率を計画的に改善するための方策及び、健全かつ持続的な財政運営を確立するための基礎となるべき方策を定めます。
- 計画の実行可能性を確保する観点から慎重な検討が行われる必要があります。
- 計画期間は必要最小限とされています。
- 計画に記載する事項は法律等で定められています。

○資金不足比率（平成 19 年度決算）

会計名称	夕張市の比率	経営健全化基準
市場事業会計	- %	2 0 %
公共下水道事業会計	4 3 2 . 0 %	
水道事業会計	- %	

財政健全化法による「財政の再生」

- 国等の関与による確実な再生
 - ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
 - ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である再生振替特例債の起債可
 - ・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

「財政再生計画」策定に向けた考え方

- 平成19年3月に策定した「財政再建計画」を基本としながら、策定後に生じた諸課題を整理し、必要な見直しを行います。
- 見直しに当たっては、市の将来像を見据えた中期的展望に立って、財政の健全化と市民の安全・安心の維持確保を図る見地から検討を行います。
- 財政再建と地域の再生に着実に取り組めるよう、引き続き国・道の助言や支援を求めています。
- 計画の策定に際しては、市民等に対する的確な情報提供を行い、市民の理解と協力のもとで進めます。

計画期間

- 平成21年度を初年度とし、現行の計画期間や今後の歳入歳出の見直し状況等を踏まえて検討

特別会計の見直し

- 下水道会計の単年度収支の改善と累積赤字額の解消
- 国民健康保険会計の計画的な赤字解消

赤字解消方法

- 赤字額の解消は、単年度ごとの道からの一時借入金の返済による手法から、長期の借り入れである「再生振替特例債」を発行し、その元利償還による赤字解消への移行を検討

主な検討課題(歳入)

- 現行の税率は基本的に維持
- 滞納額の解消、徴収対策の強化
- ふるさと納税の推進
- 市有財産の有効活用・売却促進
- 受益者負担を踏まえた使用料・手数料の見直し検討 等

主な検討課題(歳出)

< 市民生活の安全・安心の確保 >

- 地域コミュニティの維持を図るための市営住宅の集約化
- 地域医療の中核を担う市立診療所の改築等検討
- 老朽化が著しい、し尿処理場の施設整備
- 富野じん芥埋立処分地施設のごみ分別収集による延命化
- 生活館や公衆浴場等の公共施設等の将来的なあり方の検討と適切な維持管理の実施
- 小中学校の統合に係る児童生徒の通学手段の確保を含めた市内交通体系の確保

< 行政執行体制の確保 >

- 住民サービスの維持を図るための適正な職員配置の検討
- 職員の処遇について、類似団体の状況を踏まえながら必要な改善を検討

策定スケジュール

4 月	○ 地方公共団体財政健全化法の計画策定義務に係る規定の施行
5 月	○ 住民説明会の開催 ・ 現行計画の推進状況 ・ 財政再生計画策定に向けた考え方の説明
9 月	○ 平成 20 年度決算の確定
	○ 平成 20 年度決算に基づく「健全化判断比率」の公表 
	計画策定義務該当 20 年度決算数値に基づき 年度内に財政再生計画策定
	○ 個別外部監査の実施
夏以降	○ 「財政再生計画」の検討状況の進捗に応じて、市民の皆様にご説明
3 月	○ 財政再生計画を策定 ・ 議会の議決、総務大臣への協議 ・ 総務大臣同意等